

※ 委託、リース等です。

入札参加希望業種一覧表

2. 役務の給付(コンサル業務(工事関連委託)に該当しない業務(役務関連委託)やリース・レンタルなど)

※ 入札希望業種に「○」印を付ける。

No.	業種(営業品目)コード	業種名(営業品目)	業務内容等
1	1001	建築物清掃	
2	1002	建築物空気環境測定	
3	1003	建築物飲料水水質検査	
4	1004	建築物飲料水貯水槽清掃	
5	1005	建築物ねずみ・昆虫等防除	
6	1006	建築物空調用ダクト清掃	
7	1007	建築物排水管清掃	
8	1008	常駐・巡回警備	
9	1009	機械警備	
10	1010	受付	
11	1011	電気設備点検・保守	
12	1012	空調設備点検・保守	
13	1013	消火・防災設備点検・保守	消火器, 消防ホース(施設内常備), 火災報知器, 防火扉, 防火対象物点検など
14	1014	電算・通信設備点検・保守	システム(内部情報系等)及びパソコン関連機器等点検保守, 無線設備, 構内交換電話設備など
15	1015	ボイラー・冷凍設備点検・保守	
16	1016	給排水・衛生設備点検・保守	
17	1017	その他設備点検・保守	昇降機, 自動ドア, シャッター, トイレ便器など ※()内へ具体的な内容を記載。
18	1018	浄化槽清掃	
19	1019	その他屋外施設清掃	※()内へ具体的な内容を記載。
20	1020	緑地の除草・清掃	
21	1021	剪定	
22	1022	防虫・病害虫駆除	
23	1023	消毒	
24	1024	統計調査	※()内へ具体的な内容を記載。
25	1025	環境調査	アセス調査, 煤煙調査など ※()内へ具体的な内容を記載。
26	1026	特殊建築物等定期点検調査	
27	1027	イベント企画・運営	
28	1028	展示	
29	1029	ビデオ・映画等の撮影・編集	
30	1030	システム開発	パソコン業務用システム(ソフト・プログラム)開発など
31	1031	データ入力	
32	1032	電算・事務機器賃貸借	(賃貸借・長期リース・短期レンタル) ※該当する方を○で囲む。
33	1033	土木・建設機械賃貸借	(賃貸借・長期リース・短期レンタル) ※該当する方を○で囲む。
34	1034	医療器具・福祉介護用品賃貸借	(賃貸借・長期リース・短期レンタル) ※該当する方を○で囲む。
35	1035	自動車賃貸借	(賃貸借・長期リース・短期レンタル) ※該当する方を○で囲む。
36	1036	仮設建物賃貸借	(賃貸借・長期リース・短期レンタル) ※該当する方を○で囲む。
37	1037	その他物品賃貸借	(賃貸借・長期リース・短期レンタル) ※該当する方を○で囲む。 ※()内へ具体的な内容を記載。
38	1038	術衣等洗濯業務	
39	1039	医事業務等	
40	1090	その他	研修, 広告(新聞・テレビ等), 計画策定(福祉関連等), 製図(衛生画像の合成等, 現地測量を要しないもの), 運送業務(マイクロバス, 廃棄物等) ※()内へ具体的な内容を記載。

※ 希望する種目等の希望欄(右端)に○を記入してください。

個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書

令和 年 月 日

※ 正式に記載する。

さつま町長 日高 政勝 様

所在地 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

商号又は名称 株式会社●●●●

代表者職・氏名 代表取締役 ●●●●

代表取締役
役之印

(※会社等の実印)

次に該当する□にチェック☑を付けてください。

【さつま町内に住所を置く従業員がいない場合等】

※ 会社の実印を押印する。

1. 当社には、さつま町内に住所を置く従業員はおりません。今後、さつま町内に住所を置く従業員等が発生した場合は特別徴収を実施します。

※ 該当する箇所にチェックをする。

【特別徴収を実施済みの場合】

2. 当社は、現在、さつま町の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

※ 内容に応じて、「さつま町役場税務課町民税係」の受付印が必要。

特別徴収実施の確認欄

- ① 特別徴収を実施していることがわかる書類の裏面に、直近の領収証書又は特別徴収税額決定通知書の
- ② 税務課での確認印による確認
上記に記載の領収証書等の写しを添付できない場合は、税務課町民税係で確認を受けてください。

税務課確認印

さつま町
税務課
受付印

【特別徴収を未実施の場合】

3. 当社は、令和 年 月から従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社あてに送付して下さい。

税務課確認印

4. 当社は、特別徴収義務のない事業所です。
〔 個人事業主の方は、確認を受ける際に確定申告書に添付する「収支内訳書」の写し又は「青色申告決算書」の写しのいずれかを提出してください。 〕

税務課確認印

入札に参加するためには 「町民税・県民税の特別徴収実施」が必要となります。

○特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、町民税・県民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から町民税・県民税を徴収し納入していただく制度です。

○地方税法第321条の4及びさつま町税条例第44条の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として町民税・県民税を特別徴収していただくことになっています。

1. 開始時期

令和2・3年度分入札参加資格審査から

※ 申請書の受付期間は令和2年1月6日～令和2年1月31日までです。

2. 対象者

町民税・県民税の特別徴収義務があるのは、さつま町の従業員を雇用しており、所得税の源泉徴収を行っている事業者です。

「特別徴収義務のない事業所」とは、所得税の源泉徴収を行う義務のない事業所のことです。

3. 確認のために必要な書類

- ・個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書（第9号様式）

※ 町外業者で、2-②，3，4に該当する業者については、書類提出後税務課町民税係で確認をします。

- ・個人事業者の方は町の確認を受ける際、次の書類の添付が必要です。

確定申告書に添付する「収支内訳書」の写し又は「青色申告決算書」の写し。

（いずれかの書類の「給料賃金の内訳」部分を確認します。）

問い合わせ先

- 特別徴収及び納税に関すること

税務課 町民税係

電話 0996-53-1111 (2111, 2112)

- 入札参加資格に関すること

財政課 契約検査係

電話 0996-53-1111 (2233)